

暮らしと相談

(1)各種相談



相 談	相 談 員	相 談 日	場 所
無料法律相談	弁 護 士	生活課交通町民相談係にお問い合わせください。	町 民 生 活 部 生 活 課 交通町民相談係
人 権 相 談	人 権 擁 護 委 員	随時 生活課交通町民相談係にお問い合わせください。	町 民 生 活 部 生 活 課 交通町民相談係
行 政 相 談	行 政 相 談 員	生活課交通町民相談係にお問い合わせください。	町 民 生 活 部 生 活 課 交通町民相談係
交 通 事 故 相 談		生活課交通町民相談係にお問い合わせください。	町 民 生 活 部 生 活 課 交通町民相談係
教 育 相 談 電 話	教育相談センター 専 門 相 談 員	毎週月～金曜日 9:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)	教 育 相 談 セ ン タ ー ☎72-1717
土 地 取 引 相 談 (町有地、国有地)		随時	建 設 水 道 部 建 設 管 理 課 用地管財係
建 築 相 談		随時	建 設 水 道 部 都 市 住 宅 課 建築指導係

【法テラスで実施している各種相談】

相 談	内 容	問 合 せ 先	実 施 日 時
民事法律扶助 無料法律相談	資力が乏しい方のための法律相談・援助など(所得制限あり)	日本司法支援センター釧路 地方事務所(法テラス釧路) ☎050-3383-5567	平 日 : 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 【相談実施日】 毎週月曜日(要予約) 13 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0 (相談時間 30 分以内)
情報提供相談	法律サービスを提供する関係機関・団体の相談窓口紹介など	日本司法支援センター(法テラス)コールセンター ☎0570-078374	平 日 : 9 : 0 0 ~ 2 1 : 0 0 土曜日 : 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 (日曜、祝日、年末年始は休業)
犯 罪 被 害 者 支 援 相 談	犯罪被害にあわれた方やご家族の方に対する情報の提供、犯罪被害者の支援に精通した弁護士の紹介	日本司法支援センター(法テラス)コールセンター ☎0570-079714	平 日 : 9 : 0 0 ~ 2 1 : 0 0 土曜日 : 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

(2)消費生活

消費者保護

消費生活に関する相談・苦情等を適正に処理することで、町民の消費生活の安定を図るとともに自立の支援を目的とした相談窓口として「中標津町消費生活センター」を設置しています。

センターでは、「消費生活相談員」が常駐し、月～金曜日の 10:00～16:00 まで消費生活相談、苦情処理、情報の収集、情報の提供、その他消費生活に関する業務を行っています。



町民生活部生活課
交通町民相談係

(3)住 宅

町営住宅入居者の募集

町営住宅は住宅困窮者（低所得者）を対象とした住宅です。そのため、入居申し込みができる方について、所得の制限など様々な資格があります。

次の①～⑤の条件を全て満たすこと。

①同居する親族（内縁関係者及び申し込みから3ヵ月以内に婚姻予定の者も含む）がいること。

※単身で申し込まれる場合は、60歳以上または、昭和31年4月1日以前に生まれた方。

②持ち家がなく住宅に困窮していること。

③中標津町に住所または勤務場所があること。

④月額所得が政令で定める金額以下であること。

⑤自炊できる程度の健康状態で、独立して生活ができること。

※家賃は、住宅の建設年度や広さ等と入居者全員の収入を基準として算定します。

入居の申し込み

町営住宅の募集は、「広報中標津」に募集住宅がある場合に掲載されますので、掲載された住宅の中から、希望する住宅を入居申込書により応募してください。

町営住宅の入居に関しては、町営住宅運営委員会の意見を聞いて決定します。

町では、道営住宅の申し込み受付も行っています。町営住宅と同様に「広報中標津」に募集掲載されます。なお、道営住宅の入居資格は、町営住宅と同じですが、居住地と勤務地が道内にある方です。道営住宅の入居者選考は抽選です。

★注意事項

①町税等に滞納のある世帯は入居決定しません。

②申込者（その同居者を含む）が暴力団員である場合は入居決定しません。また、入居決定後に暴力団員であることが判明した場合には、明渡請求事由に該当することとなります。

※暴力団員とは：暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

建設水道部都市住宅課
住 宅 係

住まいづくりの相談

住まいづくりの情報や相談は建築指導係で行っています。

建設水道部都市住宅課
建 築 指 導 係

建築確認申請について

建築物が法に適合しているかどうかを審査する大切な書類です。着工前には必ず提出してください。

建築確認申請が必要な物件

①都市計画区域内及び計根別市街地に建築する建築物（準防火地域以外の10㎡以下の増築・改築は除く）

②町内に建築する特殊建築物

建設水道部都市住宅課
建 築 指 導 係

(4)引っ越しのとき



水道・ごみ・し尿・郵便・電気・ガスなど

とりあえず生活に必要な手続きをまとめました。引っ越しが決まったら、早めに済ませましょう。
このほか、住所変更など必要なもののお手続きもお忘れなく。

	手 続 き の し か た	手 続 き 先
水 道	転出・転入されるときは、早めに連絡してください。 ※下水道をお使いの場合は、水道料金と一緒に下水道使用料をお支払いいただけます。	建設水道部 上下水道課業務係
粗 大 ご み	粗大ごみ処理証紙を貼って出すか、多量に出た時は、各自で一般廃棄物最終処分場まで持ち込んでください。 午前9時～午後5時までです。	中標津町一般廃棄物最終 処分場 ☎79-8844
し 尿 及 び 浄化槽汚泥	(くみ取り式トイレ) 申し込みはお早めに。午前8時～午後5時までです。	し尿くみ取り事業所 (40 ページ参照)
郵 便	お引っ越し後の一年間、旧住所あての郵便物等を新住所に無料で転送できます。 郵便局にある用紙かハガキに「新旧住所、転居する方の氏名、世帯主、家族、転送開始日、届出年月日、届出人名(押印)」を書いてお出しください。	郵便局(インターネットでの受付も可能です。詳しくは郵便局のホームページ[転居・転送サービス]をご覧ください。)
電 気	引っ越しをする3日前までに電話で連絡してください。 移転先では「ご使用開始連絡用はがき」に必要事項をご記入のうえ、ポストに投函するか電話で連絡してください。	北海道電力(株)中標津営業所 (インターネット、FAXでの受付も可能です。詳しくは、ほくでんのホームページ[電気のお引越し]をご覧ください。)
電 話	電話は全国どこへでも移転できます。移転先が決まり次第、早めにお申し込みください。☎局番なしの116番です。	NTT 東日本(インターネットでの受付も可能です。詳しくはNTT東日本のホームページ[電話のお引越し]をご覧ください。)
ガ ス	転出されるときは、早めに連絡してください。	各事業所

(5)広報と広聴

広 報 紙

毎月5日に、「広報中標津」を発行して全戸に配布しています。町の予算や出来事、町の動きなどを掲載しています。

なんらかの理由で届かないときは、総務課情報化推進・広報調査係までご連絡ください。

中標津町ホームページ

町の観光やイベント、防災情報、交通、学校紹介、「広報中標津」等を掲載しています。ホームページ上から、意見、提案、相談もメールで送信できますので、ご利用ください。

また、携帯電話用のホームページサイトも開設しています。

パソコン用 URL <http://www.nakashibetsu.jp/>

携帯電話用 URL <http://j.nakashibetsu.jp/>

ソーシャルメディア

中標津町では、情報発信のひとつの手段として、各ソーシャルメディアの公式アカウントを運用しています。中標津町が発信する情報を見るだけであれば、登録の必要はありません。ホームページにバナーを設置しています。

- ・ Twitter (ツイッター)
ユーザー名 nakashibetsu_t
http://twitter.com/nakashibetsu_t/
- ・ Facebook (フェイスブック)
ユーザー名 中標津町
<http://www.facebook.com/nakashibetsu>
- ・ ブログ (なかしべつ広報日記カメラウォッチ)
<http://plaza.rakuten.co.jp/nakashibetsu/>

総 務 部 総 務 課
情報化推進・広報調査係

